

日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長

(令和3年9月27日 出入国在留管理庁通知 入管庁管第3866号)

特例措置前

○在留資格「留学」をもって在留する、本邦の学校教育法上の大学や大学院を卒業した外国人留学生や、専修学校専門課程において、専門士の称号を取得し、卒業した外国人留学生が、卒業後に就職活動の継続を希望する場合、就職活動継続のための在留資格「特定活動」が最大1年間付与される。

(※地方自治体実施の就職支援事業に参加する場合は最大2年)

○一方、海外の大学・大学院を卒業後に、日本での就職を目指して来日した外国人留学生が、日本語教育機関を卒業又は修了後に、就職活動の継続を希望する場合、在留資格「特定活動」への在留資格変更は認められていない。

ニーズ

○日本語教育機関在学中に企業内定が得られなかった場合、「帰国」あるいは「留学を継続」せざるを得ない。

特例措置

○一定の要件の下、海外大学等を卒業した外国人留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める。

(1)外国人留学生の要件

- ・海外の大学等において学士以上の学位を取得していること。・日本語教育機関における良好な出席状況。
- ・就職活動を継続するための適切な経費支弁能力。・日本語教育機関在籍中から就職活動をしていること。
- ・日本語教育機関と卒業後も定期的な面談を行うこと。・日本語教育機関から推薦状を取得。

(2)日本語教育機関の要件

- ・直近3年間、日本語教育機関の告示基準の「適正校」である旨の通知を連続して受けていること。
- ・職業紹介事業の許可を取得又は届出、又は、就職を目的とするコースを備えていること。
- ・外国人留学生の日本企業への就職について適切な実績があること。
- ・外国人留学生と卒業後も定期的に面談。
- ・当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るための特区自治体との連携が図られていること。
- ・就職活動延長期間内に就職が決定しなかった場合には、留学生の帰国について、適切な指導を行うこと。

(3)特区自治体による日本語教育機関の確認

- ・日本語教育機関が上記(2)の要件を満たすことについて確認を行い、確認証明書を発行すること。

効果

○海外の大学・大学院を卒業した優秀な留学生の受入れ促進、地域の国際競争力の強化。